

## 新型コロナウイルス感染症検査等費用と医療費控除

あけましておめでとうございます。

新型コロナウイルス感染症の一日も早い収束を願っております。

皆様にとって実り多き一年となりますようお祈り申し上げます。

本年もどうぞよろしくお願いいたします。

今回は新型コロナウイルス感染症に関する費用と医療費控除について簡単にご説明します。

医療費控除の対象となる医療費は医師等による診療や治療のために支払った費用・治療や療養に必要な医薬品の購入費用などです。

### 控除対象・・・ ○ 控除対象外・・・ ×

#### ●新型コロナウイルス感染症検査費用

- ・かかっている疑いのある方に対して行う医師等の判断で行ったPCR検査 ⇒ ○
- ・自己の判断により受けたPCR検査 ⇒ ×
- ・PCR検査の結果が陽性になり、治療を行った場合 ⇒ ○
- ・事業者の業務上必要な陰性証明書作成費用 ⇒ **事業者の必要経費**

#### ●マスク購入費用 ⇒ ×

マスクは感染予防を目的に着用するため医療費にはなりません

#### ●オンライン診療

- ・オンライン診療料 ⇒ ○
- ・オンラインシステム利用料 ⇒ ○
- ・処方された医薬品の購入費用 ⇒ ○
- ・処方された医薬品の配送料 ⇒ ×

#### ●消毒費用

- ・家族の陽性判明後保健所からの指導に基づく家庭内消毒費用 ⇒ ×
- ・事業者の事業所消毒費用 ⇒ **事業者の必要経費**

※新型コロナウイルス感染症は指定感染症のため、健康保険料負担は通常の自費負担ではなく、PCR検査などの検査費用、入院費用などは全て公費負担となります。